



様式第6号（第12条関係）

一般廃棄物処理業許可証

住 所 福岡県糸島市前原北一丁目6番34号

氏 名 株式会社 環境技研

代表取締役 金城 一寿

令和8年1月26日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、糸島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第12条の規定により、下記のとおり許可します。

令和 8年 3月 23日

糸島市長 月 形 祐 二



記

許 可 番 号	第 R 8 - 1 号
許 可 期 間	令和8年4月 1日から 令和10年3月31日まで
許 可 区 分	収集及び運搬 家庭系ごみ（市が行う指定袋による収集、粗大ごみシールによる収集は除く）、事業系ごみ、し尿、浄化槽汚泥、ビルピット汚泥（し尿を含むもの）
許 可 区 域	家庭系ごみ、事業系ごみ及びし尿については、波多江校区全域、東風校区全域、前原校区全域、前原南校区のうち上町、老松町、笹山町、篠原三及び中央の各行政区並びに伊都の杜一丁目及び二丁目1番から5番、南風校区のうち荻浦、南風台一・二丁目、南風台三丁目、南風台四丁目、南風台五丁目、南風台六・七丁目及び南風台八丁目の各行政区、加布里校区全域 浄化槽汚泥及びビルピット汚泥については、深江校区、福吉校区、一貴山校区を除く市内全域
許 可 条 件	関係法令を遵守すること

様式第7号（第12条関係）

浄化槽清掃業許可証

住 所 福岡県糸島市前原北一丁目6番34号

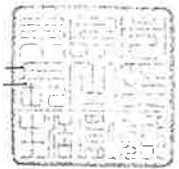
氏 名 株式会社 環境技研

代表取締役 金城 一寿

令和8年2月4日付けで申請のあった浄化槽清掃業については、糸島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第12条の規定により、下記のとおり許可します。

令和 8年 3月 23日

糸島市長 月 形 祐



記

許 可 番 号	第 R 8 - 1 号
許 可 期 間	令和8年4月 1日から 令和10年3月31日まで
許 可 区 域	深江校区、福吉校区、一貴山校区を除く 市内全域
許 可 条 件	関係法令を遵守すること

一般廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第95号

住所 福岡県糸島市前原北1丁目6番34号

氏名 株式会社 環境技研
代表取締役 金城 一寿

令和8年2月17日付受付の一般廃棄物収集運搬業については、次のとおり許可する。

令和8年3月9日

福岡市長 高島 宗一郎



- | | |
|---------------|------------------------|
| 1 許可期間 | 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで |
| 2 収集、運搬の区分 | 運搬 |
| 3 一般廃棄物の種類 | ごみ（特定家庭用機器廃棄物に限る） |
| 4 運搬車両の種類及び台数 | 裏面のおとり |
| 5 許可の条件 | |

- 糸島市で収集した特定家庭用機器廃棄物（家電リサイクル法対象品目）の指定引取場所（（有）福岡紙業 福岡市西区太郎丸800番地1）までの運搬に限る。
- 取扱廃棄物を、生活環境の保全上支障のないよう運搬すること。
- 自らこの業務を行い、他の業者に請け負わせないこと。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は本許可条件に違反する行為をしたときは、この許可を取消、又は事業の全部又は一部の停止を命ずることがある。

- 6 許可の更新、変更の状況
令和8年4月1日 更新許可